

社会福祉法人十神 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十神(以下「法人」という)の定款第9条及び第23条の規程に基づき役員等の報酬及び費用弁償について定める。

(定義等)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、評議員、理事(理事長、業務執行理事、理事)、監事、第三者委員、及び評議員選任・解任委員合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、以下の方法等により、常に業務執行を行っている、評議員会が認めた者をいう。
 - 一、常時、法人拠点に在勤していること。
 - 二、常時、役職員との面談・会議等が可能であること。
 - 三、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること。
- (3) 常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

(役員等の出席費用弁償)

第3条 役員等が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、第3者委員会、監事監査、苦情対応等に出席したときは、別表2に定める基準により費用弁償を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬)

第4条 役員等が施設の運営のための業務にあたった場合、各種会合、研修会等に参加した場合は、別表1に定める基準により報酬を支払うことができる。

(非常勤役員の慰労金)

第5条 非常勤役員の退任は、別表3に定める基準により支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人の業務のため出張する場合は、別表1に定める基準により報酬及び旅費等を支給することができる。旅費等は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。(第3者委員を追加)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(法人名変更)

この規定は、平成29年4月1日から施行する(評議員、評議員選任・解任委員追加)

この規定は、令和2年6月24日から施行する。(第4条2項役員の勤務報酬・第5条 非常勤退職慰
労金追加)

この規定は、令和5年6月16日から施行する。(別表1、2の変更)

この規定は、令和7年6月25日から施行する。(別表1、2、3の変更)